

社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（概要）

令和2年11月27日改訂

全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会

【感染防止のための基本的な考え方】

- ・営業に当たっては、現場の実情に配慮して①密閉空間、②密集場所、③密接場面（「三つの密」）を避け、手洗いなど一般衛生管理の実施、人と人との間隔の確保（1 m以上）等に取り組む。

1 施設内の具体的な対策

- ・入店時に、連絡先や体調を記載してもらう。
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置または石鹸と流水による手洗いの励行。
- ・マスクの着用。
- ・換気の悪い密閉空間を改善するため以下に取り組む。
 - ・機械換気がある場合は、常時運転し、徹底した換気を行う。
 - ・機械換気がない場合は、30分に1回以上、二方向の窓、窓がない場合は、ドア等を開ける。
 - ・窓が十分に開けられない場合は、HEPAフィルタ付きの空気清浄機の使用を検討。

2 客席への案内

- ・客席は、パーティションで区切るか、1 m以上の間隔を空けるなど配置を工夫。
- ・席に余裕がある時は斜めに座る（正面は避ける）。

3 テーブルサービスとカウンターサービス

- ・お客様が入替わる都度、消毒。
- ・従業員と席の間隔（1 m以上）確保。
- ・お客様がマスクをしていない場合にはマスクを着用するよう促す。
- ・お客様同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう注意喚起。
- ・飲食時以外はマスクを着用するよう注意喚起。

4 接待行為を伴う店舗の留意事項

- ・カラオケを利用する場合はマスク着用、カラオケマイクの定期的な消毒。
- ・一緒にカラオケやダンス等を行うなどの接客は、当面の間自粛。

5 従業員の安全衛生管理

- ・従業員は必ず出勤前に体温を計る。発熱や風邪の症状がみられる場合、自宅待機。
- ・従業員のロッカールームや控え室は換気し、定期的に消毒。
- ・控え室において従業員は十分な対人距離（1 m以上）を確保。